

研究会記録・現代フランス会社法の諸問題

——ブリュノ・オブティ教授を迎えて——

奥 島 孝 康
鳥 山 恭 一

〔はじめに〕

- 一 各種会社形態の基本原理とその変容
- 二 一人会社設立容認の法的評価
- 三 株金分割払込制度と最低資本金制度
- 四 株式の多様化と二つの株式会社観
- 五 株券の口座登録強制の意義
- 六 会社機関のフランス法的側面
- 七 結合企業規制立法の動向
- 八 会社法改正の動向と株式会社の基本原則

〔はじめに〕

早稲田大学では、一九八六年一月二七日（月）に、パリ第二

研究会記録・現代フランス会社法の諸問題

大学ブリュノ・オブティ教授を迎え、早稲田大学フランス商法研究会のメンバーを中心に、三時間足らずではあったが、現代フランス会社法上の諸問題に関する研究会を開催した。以下は、この研究会におけるオブティ教授との質疑応答の要旨である（ただし、七および八は、同月二十九日（水）に開催されたオブティ教授の講演会（「フランス会社法の最近の動向」本誌収録）における質疑応答の要旨である）。

時間が限定されていた上に、オブティ教授の解説が詳細であったため、当初予定していた質問をかなり省略せざるをえなくなり、検討された事項がきわめて限られた範囲にとどまっていることをお断わりしなければならぬ。また、研究会における討議の記録という性格上、表現上の不明確さを完全に免れてはおらず、若干の内容の重複も残っている。しかし、短時間の討

論であつたといへ、株式会社法への「合資会社の理念」の導入、あるいは、株式会社の「契約的理解」と「財務的理解」との対比等の指摘にみられるように、常に基本原理に立ち返って現在の立法動向を批判し、あるいは、反対に基本原理の変容を検討するというオプティ教授の学問的姿勢がかなり明確に現われているのではないかとも思われる。

短い滞在期間であつたにもかかわらず、私たちのために多忙な日程を割り、研究会に出席して頂いたオプティ教授の御厚意に対しては、ここに改めて感謝の意を表したい。また、オプティ教授による本大学での講演と研究会の開催を可能にして頂いた東京大学の北村一郎教授に対しても、あわせて心からお礼を申し上げます。

(以下において引用する条文は、とくに明示しないかぎり、現行会社法である「商社会社に関する一九六六年七月二四日の法律第六六―五三七号」の条文を示す。)

一 各種会社形態の基本原理とその変容

〔Q 1 現代における合名会社および合資会社といった人的会社形態の機能について、どのように考えるか。〕

(1) 古典的な理解においては、合名会社 (*société en nom collectif*) および合資会社 (*société en commandite simple*)

は、小規模企業のための会社形態であり、有限会社 (*société à responsabilité limitée*) は中規模企業、株式会社 (*société anonyme*) は大規模企業のための会社形態とされている。また、立法者による規制は、合名会社および合資会社については少なく、したがってそこでは契約の役割 (*la part du contrat*) が大きいのに対し、株式会社および今日では有限会社についても多くの規制が課されており、したがってそこでは公序の役割 (*la part de l'ordre public*) が大きい。

しかし、現実には、会社の大部分は、有限会社および株式会社によって占められている。すなわち、概数を示すならば、有限会社が二〇万社以上、株式会社が約一七万五千社であるのに対し、合名会社は一万社、合資会社は一千社程度にすぎず、商社会社の九五%以上が有限会社または株式会社である。

このように、人的会社は数の上ではきわめてわずかであり、一般には、もはや現代に適合しない時代遅れの企業形態と考えられている。しかしながら、これらの人的会社形態は現在においても、次の二つの役割、すなわち直接的な役割と間接的な役割とを果たしていることができる。

(2) まず、直接的な役割として、大規模企業が合名会社または合資会社形態を利用している場合を挙げることができる。例えば、タイヤ製造業 Michelin 社は合資会社であり、Michelin

家の相続人が無限責任社員となっている。また、重機械の Schneider 社も、数年前までは合資会社であった。もっとも、男子相続人がいなかったため資本公開を迫られ、現在では、同社は合資会社ではない。

人的会社は、株式会社に比べて、証券取引委員会の監督、会計監査役の監査および情報開示等の点で規制が少なく、その経営組織について大幅な柔軟性が認められるため、前掲の大企業は人的会社形態を維持しているのである。

(3) しかしながら、これらの人的会社には社員の責任および閉鎖性の点で不都合があることも確かである。すなわち、伝統的な理解においては、社員の有限責任および持分の自由譲渡性の点で、物的会社は人的会社とは対照的なものと考えられてきた。しかし、かかる区別は現在ではそれほど明確なものではなく、この点につき、人的会社は、会社法の発展において、間接的な役割を果たしているということができる。すなわち、有限会社および株式会社にあっては、「合資会社の理念 (l'idée de société en nom collectif)」あるいは「合名会社の理念 (l'idée de société en nom collectif)」が暗黙のうちに浸透しているのである。

第一に、有限会社および株式会社に於いて責任が出資額に限定されるということは、今日ではもはや正確な表現ではない。すなわち、一方で破産法上、有限会社および株式会社が倒産し

た場合には取締役等の指揮者 (dirigeant) に対し会社債務の填補責任が課されており (一九八五年一月二五日の法律一八〇条)、他方で実務上、有限会社または株式会社が銀行から融資を受ける際には、同時に指揮者の個人保証が一般に要求されている。したがってこれらの場合には、指揮者は、責任の点で合名会社の社員と同一の地位におかれることになる。

第二に、合資会社においては、業務執行に関与する無限責任社員と、業務執行への関与が認められない有限責任社員との二種類の社員が存在するのであるが、株式会社にあっては、すべての株主に総会における議決権行使を通して、会社経営に関与する権利が認められている。しかし、近年の改正の結果、株式会社に於いても、一部の株主に対し会社経営への関与が認められない場合も生じることとなった。すなわち、一九七八年七月一三日の法律によって、議決権のない優先配当株式の発行が認められており、また、一九八三年一月三日の法律は、株式に認められる権利のうち金銭上の権利のみを表彰する投資証書 (certificat d'investissement) とそれ以外の権利を表彰する議決権証書 (certificat de droit de vote) との分離発行を認めている (参照、後述四)。同じ一九八三年一月三日の法律はさらに、公企業部門に属する会社について、利益に参加する権利は認められるが議決権行使は認められない参加証券 (titre

participants)の制度を定めている。したがって、これらの証券を発行する株式会社にあつては、議決権行使を通して会社経営に關与する社員と、利益の配当は受けるが会社経営には關与しない社員との二種類の社員が存在することになり、この点について、「合資会社の理念」をみる事ができる。

最後に、合名会社および合資会社は持分を自由に譲渡できない閉鎖的な会社であるのに対し、株式会社は、株式の自由譲渡性を前提とした公開会社であると考えられてきた。しかし、株式会社が閉鎖的な会社となる余地も存在する。すなわち、株式会社も定款をもって、株式の譲渡につき取締役会または株主総会の承認を要求することができ(承認条項 clause d'agrément 二七四条以下)、さらに株式会社は、一九八五年七月一二日の法律により規制されるに至った「自己支配(autocontrôle)」すなわち関連会社を介しての間接的な自己株式の保有によって、資本を閉鎖的なものとする事ができるのである。

(4) 以上を要約すれば、合名会社および合資会社は、その数においては確かに他の会社形態に比べわずかなものでしかないが、一方で、大規模企業が人的会社形態をとる場合もある。他方で、近年の改正の結果、無限責任、会社経営關与の一部社員への限定、閉鎖性といった合名会社または合資会社の基本原理自体が株式会社または有限会社においても実現されており、こ

の点について、人的会社形態の間接的な影響を指摘することができるのである。

〔Q 2 フランスでは、株式合資会社形態は一九六六年の改正の際にその廃止が検討されているが、最終的には廃止されずに、今日もなお維持されている。この株式合資会社形態の有用性について、どのように考えるか。〕

(5) すでに述べたように、会社指揮者の無限責任あるいは二種類の株主の存在という点で、多くの株式会社が事実上合資会社の性格を有している。したがって、株式合資会社形態を廃止する必要はないのではないか。近年の改正の結果、むしろ、この会社形態の利点が明らかになっているともいえるのではないか。

二 一人会社設立容認の法的評価

〔Q 3 フランスでは、一九八五年七月一日の法律により、有限会社について一人会社の設立が認められている。こうして、法律上もその存在が正面から認められた一人会社について、理論的にはどのように評価すべきか。〕

一人会社を認めるこの法律は、会社法の諸原理と矛盾するものである。すなわち、第一に、会社は契約であるが、契約当事者が一名である契約は契約に關する諸原理に反するものであ

る。第二に、民法典において会社は二人以上の者が利益の分配を目的として出資に合意する契約であると定義されているが、一人会社はかかる会社の定義に反する。第三に、有限会社の社員総会または業務執行の監督等に関する法律上の諸規定は、複数の社員の存在、すなわち合議制 (collegialité) を前提としており、これら諸規定の下での一人会社の運営は困難である。

一九八五年のこの法律は、会社法の諸原理に反する悪法 (une mauvaise loi) であり、一人会社は、法の奇型児 (un monstre juridique ou une anomalie juridique) であるといえる。

また、かかる立法の理由として、個人企業における個人財産と企業財産との分離の必要性が挙げられているか、企業者は銀行から融資を受ける際に個人保証も求められるのが一般である以上、一人会社を認めることによって、そのような目的が実現されるとは思われない。

三 株金分割払込制度と最低資本金制度

〔Q 4 フランスでは、会社設立時の株金の払込につきいまだお分割払込制がとられているが、これについてどう考えるか。〕

(1) フランスでは、現在でも、株式会社の設立(および増資)の際には額面の四分の一の払込みが強制され、残りの四分の三は、五年以内に払い込まれるものとされている(七五条)。こ

の株金分割払込制度は、伝統的なものであり、一八六七年七月二四日の法律(旧会社法)がすでに同様の制度を定めていた。

この分割払込制度は、その考え方においては正当なものである。すなわち、会社の事業規模が次第に拡大していくとすれば、会社は設立当初から多額の資金を必要とはしない。多額の資本はむしろ、会社にとって過大な配当負担をもたらすものでしかなく、事業規模の拡大に応じて、取締役会の決定にもつき株金の払込みを求めるものとした方が、企業の現実の資金需要に適合している。

(2) しかし、今日では、とくに会社設立時にいて充分な自己資本を確保する必要性との関連で、この株金分割払込制度は、問題とされる余地がある。現在の法定最低資本額は、有限会社については一九八四年三月一日の法律により五万フランとされているのに対し(三五条)、株式会社については、一九八一年一月三〇日の法律により、資金を公募する場合には一五〇万フラン、資金を公募しない場合には二五万フランとされている(七一条)。しかしながら、分割払込制がとられている結果、実際には、これら法定最低資本額の四分の一の額で株式会社を設立することができる。したがって、会社設立時に充分な自己資本を確保するためには、法定最低資本額を大幅に引き上げるか、あるいは株金全額払込制を採用すべきである。

フランスでは約一七万五千社の株式会社が存在するが、他方で、西ドイツの株式会社は約三千社である。このことは、フランスの株式会社のうち真に株式会社の名に値するものは、一千五百社ないし二千社程度の資金を公募する株式会社であり、他の株式会社はむしろ有限会社形態をとるべき企業であることを示している。すなわち、フランスでは、株式会社形態が過度にあるいは不当に利用されているのであり、立法者が、充分に高額の資本を株式会社の設立につき要求していないことが、このような状況をもたらしている一因であると考えられるのである。

四 株式の多様化と二つの株式会社観

〔Q 5〕フランスでは定款をもって二倍議決権を定め、あるいは、総会出席を一定数以上の株式を有する株主に限定することが認められている。日本では、無議決権株の場合を除いて、これらの措置は、株主平等原則に反するものとして認められてはいないが、この点についてどう考えるか。

(1) フランスでは、かつて、複数議決権株が濫用され、一部の株主がわずかの出資で会社支配権を掌握した場合さえあったが、一九三三年一月一三日の法律により複数議決権株は原則として禁止され、二倍議決権のみが例外的に認められている。

現在では、二年間株主名簿に登録されている株主に対し、定款をもって二倍議決権を付与することが認められているが（一七五条）、これは株式を長期間保有する株主の「誠実さに対する褒賞（*Crime de fidélité*）」というべきものであり、株主安定化のために認められる措置である。しかも、この二倍議決権は、右の条件を満たすすべての株主に認められるのであるから、株主平等原則に反することにはならない。

他方でたしかに、定款をもって、総会への出席を一〇株を超えない一定数以上の株式を有する株主に限定することが認められているが（一六五条）、これは、きわめて多数の株主を有する会社が同一の会場で株主総会を開催することが實際上困難であるために定められた規定である。しかし、定款がこのような制限を定めた場合でも、条件を満たさない株主数名が集まり代表者を出席させることは認められており、また、この出席制限は通常総会（*assemblée générale*）に適用されるにすぎず、定款変更等のための特別総会（*assemblée extraordinaire*）については適用されない。したがって、実上の必要性にもとづくこのような出席制限は、必ずしも不合理なものとは思われない。

(2) 反対に、無議決権株は、すでに多くの国において認められているものではあるが、伝統的な会社の概念と矛盾するものであり、会社の理解を変えるものと思われる。すなわち、契約

的会社観ないし「会社の契約的理解 (conception contractuelle de la société)」によれば、すべての株主は経営に関与すべきであり、かかる経営への関与を前提として株主に対する多くの情報開示が要求されている。他方で、無議決権株のように優先的な配当を与える代わりに経営への関与を否定する制度は、財務的会社観ないし「会社の財務的理解 (conception financière de la société)」にもとづくものである。これら二つの理解は矛盾するものであり、無議決権株の導入は、「契約的理解」よりも「財務的理解」を優先させるものである。

実際上も、議決権のない優先配当株式は社債と重複し、無議決権株を発行して資金調達を行なう必要があるときは社債を発行すれば足りるのであり、新たに無議決権株制度を導入する必要はなかったのではないか。

〔Q〕一九八三年一月三日の法律は、既存の株主が有する議決権の割合を変更することなく企業が新たに資金を調達するための手段として、株式に認められる権利のうち金銭上の権利 (droits pécuniaires) のみを表彰する譲渡の可能な投資証書 (certificats d'investissement) と、それ以外の権利を表彰する原則として単独では譲渡し得ない議決権証書 (certificats de droit de vote) との発行を認めている。フランスでは伝統的に、議決権は株式の本質的属性 (attribut essentiel) と解され

ているが、こうして認められた株式の分解 (démembrement de l'action) については、どう考えるか (参照、山田泰彦「株式の分解とその有価証券化」商事法務一〇一九号 (一九八四) 二一頁以下)

(3) すでに述べたように、今日では、立法者の間に二つの異なる株式会社観が存在する。

すなわち、司法省 (Ministère de la Justice) の提案にもとづく立法およびEC指令にもとづく立法は、一九六六年の改正の際の理解である伝統的な「会社の契約的理解」に従うものである。これによれば、すべての株主は真の社員として扱われるべきであり、したがって、株主に対する情報開示は拡充されるべきであり、また少数派株主に対しても十分な権利が認められるべきであるとされる。

他方で、財務省 (Ministère des Finances) の提案にもとづく立法は、株式会社の「財務的理解」に従うものである。無議決権株の発行を認めた一九七八年七月一日の法律、議決権証書・投資証書および参加証券を創設した一九八三年一月三日の法律は、いずれも財務省の提案にもとづくものであり、株式会社の自己資本の充実のため投資の促進を図ることを目的として、投資家に対し、社員としての権限は限定されるが高額の収益が確保される投資手段を提供しようとするものである。これ

らの立法はしたがって、株式会社の純粋に財務的な理解にもとづくものであり、同時に、最初に述べた「合資会社の理念」を認めるものでもある。

投資証書・議決権証書も、後者の株式会社の「財務的理解」にもとづくものである。しかしながら、すでに社債について、転換社債、新株引受権付社債等、社債権者が株主となる可能性も認められており、新たに投資証書の発行を認める必要はなかったのではないかと考える。いずれにしても、私見によれば、現在の株式会社法制には、以上の相矛盾する二つの理解が存在しているのである。

(4) 付言するならば、相互に矛盾する以上の二つの株式会社観がもたらすひずみ(*distorsion*)の一例として、議決権拘束契約(*convention sur le droit de vote*)の問題がある。すなわち、フランスでは、株主の地位は一体のものであり、株式に認められる権利のうち経営参加権(共益権)と財産的権利(自益権)とを分離することはできないとの理由から、議決権拘束契約は一般に否定的に解されており、一九六六年の法律は、一定の対価をとまう議決権拘束契約について罰則を課している(四四〇条三号)。

しかしながら、無議決権株の発行、さらに株式の投資証書および議決権証書への分解が法律上認められるのであれば、少な

くとも以上の理由から議決権拘束契約を否定することは均衡を欠き、したがって、立法者は議決権拘束契約に関するその立場を再検討すべきであると考え(三五六一一条四項二号参照)。

五 株券の口座登録強制の意義

〔Q7 フランスでは、一九八四年一月三日から新たな有価証券管理制度が実施され、すべての株券および債券について、発行者または金融仲介機関に開設された口座への登録が義務づけられている(参照、佐藤猛「フランスの新たな有価証券管理制度について」証券三六卷四二〇号(一九八四)四六頁以下)。この、いわゆる「有価証券の非物質化(*dématérialisation des valeurs mobilières*)」の意義について、どう考えるか。〕

(1) この改革は、一九八一年二月に採択された一九八二年度財政法律九四―Ⅱ条、および同条にもとづく一九八三年五月二日のデクレ第八三―三五九号にもとづくものである。この新たな有価証券管理制度の下では、株券はもはや発行されず、発行会社または金融仲介機関に設定された口座に株券が登録されることになる。同時に、株式会社の大部分を占める非上場会社については、発行会社に口座が設定されるため、その株式は記名式となることが強制される。

以上のように、新たな制度の下では、非上場会社は株式を無

記名式とする自由が奪われ、他方で株主は、株式を無記名式として株券を自ら保管する自由を奪われることになる。それ故、有価証券の非物質化は、ディリジスム（管理経済体制）たる性格をもつ改革である。

かかるディリジスムを正当化する根拠として、政府は、証券管理の簡素化とこれにともなう費用の節減との必要性を挙げている。しかし、とくに一九八二年に創設された富裕税（*impôt sur les grandes fortunes*）の賦課との関連で、株券の口座登録を強制し政府による個人の証券資産の把握を可能にすることが、改革の真の目的であったとする見解もある。

実際フランスでは、ほとんどの上場株式がSICOVAM（有価証券振替決済会社）に寄託され、したがって、これら上場株式については、振替決済とこれにともなう手続の簡素化とはすでに実現しているのである。これに対し、非上場会社は中小企業が一般であり、株主の数も限られている場合が多く、それゆえ、これらの非上場会社にとっては、口座振替は必ずしも手続の簡素化と費用の節減をもたらすものではない。それゆえ、改革の真の理由は、証券管理の簡素化ではなく、個人の証券資産の実態を把握しようとするテクノクラートの欲求（*un désir technocratique*）であると思われる。

〔Q 8 株券喪失者は、フランスでは、どのような手続によっ

研究会記録・現代フランス会社法の諸問題

て救済されるか。〕

(2) 株式会社の大部分を占める非上場会社の株券に関しては、現在では記名式とし、口座に登録することが義務づけられているため、これらの株券については盗難・紛失の危険はない。他方で、上場会社の株券の大部分はSICOVAMに寄託されており、したがって、これらの株券についても、盗難・紛失のおそれはない。もっとも、上場無記名株券の金融仲介機関への寄託は、一九八八年五月三日までに行なうことが義務づけられており、このかぎりでは、現時点でもきわめて例外的な場合であるが、旧来の株券喪失者保護のための制度が適用される余地はある。

(3) 従来でも記名証券については、名簿上の名義書換が会社および第三者との関係で譲渡の効力要件とされているため（二六五条二項）、たとえ盗取されても、権利者の地位が脅かされるおそれはなかった。これに対し、無記名証券については、善意取得の余地があるため、次のような異議申立制度が一八七二年六月一五日の法律により創設され、その基本的構造は今日でも維持されている（一九五六年一月一日のデクレ）。

すなわち、喪失者はまず、公認仲買人組合理事会（*la chambre syndicale des agents de change*）に対し、証券の番号等を記載した書面をもって異議申立を行なう。この申立は、異議申立

公報 (Bulletin officiel des oppositions) に掲載され、これにより、その後の譲渡は異議申立人に対し対抗し得ないものとなる。喪失者は同時に、発行会社に対しても同様の異議申立を行ない、これにより発行会社は、当該証券について所持人の権利行使を認めることを禁止される。原則として異議申立の二年後から、喪失者は利益配当の受領等を認められ、さらにその五年後に、喪失者は、発行会社から新たな証券の交付を受けることができるのである。

六 会社機関のフランス法的側面

〔Q 9 日本では株主総会の形骸化が指摘され、総会活性化のための努力がなされているが、フランスではどうか。〕

(1) 資金を公募する株式会社においては、多数の株主が存在する。したがって、たしかにすべての株主、とくに小株主は、一般に株主総会に出席しない。しかしながら、大株主だけでなく、可変資本投資会社 (SICAV)、投資共同基金 (fonds commun de placement)、投資クラブ (club d'investissement) 等の機関投資家が、株主総会において重要な役割を果たしている。また、資金を公募する株式会社は、株主に対する情報開示等について証券取引委員会の厳格な規制を受けている。したがって、これらの株式会社においては、株主総会は必ずしも形式

的なものとなっているわけではない。

たしかに、これらの大会社については、株主の不在化傾向 (absentéisme) が指摘されることもあるが、以上のように機関投資家が存在し、また証券取引委員会による規制も受けるため、これは、absentéisme à des contrepois (釣り合いのとれた不在化傾向) というべきものである。

〔Q 10 フランスでは、定款に別段の定めのないかぎり、七〇歳を超える取締役の人数は在任中の取締役の三分の一を超えてはならないとされ (九〇―一条)、代表権をもつ取締役の年令は六五歳を超えてはならないとされている (一一〇―一条・一一五―一条)。日本にはこのような年令制限は存在しないが、こうした規制についてどう考えるか。〕

(2) 個人的には、このような規制に反対である。健康状態には個人差があるのが当然であり、強行規定によって年令を制限することには問題がある。定款をもって別段の定めを設けることが認められたのは、高齢の議員が多い元老院における反対意見が考慮された結果であり、それゆえ、これは妥協的な性格のものである。

〔Q 11 フランスでは、取締役に対して、定款をもって定める一定数の自社株式の所有が義務づけられている (九五条)。この資格株ないし担保株 (actions de garantie) の制度について

どう考えるか。』

(3) この制度は、一八六七年七月二四日の法律(旧会社法)以来定められている伝統的なものであるが、一般に、もはや現在の実態に適合しないものと考えられている。

この資格株は、取締役の損害賠償責任が追及される際の担保とするために要求されたものである。しかし、所有されるべき株式数の決定は定款に委ねられており、一般には、きわめてわずかな株式数の所有が要求されているにすぎない。さらに、会社が倒産した場合には、破産法上取締役が会社債務の填補責任が課されており、したがって、取締役は、資格株ではなく個人財産をもって会社債務を填補しなければならない。それゆえ、この資格株制度は、取締役の責任追及に関してもはや重要な機能を果たしていないのである。

その上、結合企業内において、支配会社がその従業員を従属会社の取締役とする場合にも、当該従業員は従属会社の株式を取得しなければならないが、従属会社が閉鎖的な会社で、しかも支配会社等の株主がその資本参加比率の変更を望まない場合には、株式の取得は実際上困難となる。このため、当該従業員が支配会社から従属会社株式の貸与を受ける場合も多いが、かかる実務の対応が法律の要求を満たすものでないことは明らかである。

資格株制度は、以上のように、もはや取締役の責任の担保としての意味をもたないだけでなく、実務上の弊害をもたらす場合さえもあり、したがって、かかる制度はむしろ廃止されるべきと考える。

七 結合企業規制立法の動向

〔Q 12 西ドイツの結合企業規制を、どう評価するか。〕

(1) 西ドイツの結合企業規制には、周知のように、支配契約の締結を前提とする法的に承認された結合企業に対する規制と、かかる支配契約が締結されないにもかかわらず実際には影響力が行使されている事実上の結合企業に対する規制とが存在する。しかし、事実上の結合企業関係の認定は容易ではなく、このため、法律の規制を受けない事実上の結合企業が多数存在する結果となっている。したがって、西ドイツの結合企業規制は効果的であるとは考えられない。

〔Q 13 フランスでも、すでにクステ(Coste)国民議會議員により、一九七一年以降一九八一年まで五回にわたり結合企業規制のための法律案が提出されている(参照、宮島司「クステ前後期法案対照条文」法学研究五六卷一〇号(一九八三)七六頁以下、同「フランスにおける“GROUPES DE SOCIÉTÉS”法案の形成」慶応義塾創立一二五年記念論文集(法学部法律学

関係) (一九八三) 三九三頁以下)。現在、フランスにおいてこのような結合企業規制のための制度が成立する可能性はあるか。(質問者・宮島司慶応義塾大学助教授)

(2) クステ氏の提案にもとづく結合企業規制のための制度が今後採択される可能性は、ほとんどないと思える。まず、クステ氏が所属しているフランス民主主義連合(U.D.F.)は、一九八一年に政権を失っている。

さらに、企業結合および企業集中の規制は、一九六〇年代から一九七〇年代にかけての経済成長の時代において、多国籍企業等の大規模企業の経済的権力を抑制するために問題とされる場合が多かったのである。現在の景気停滞下にあつては、多国籍企業のフランスへの進出はむしろ歓迎されるべきものであり、したがって、結合企業規制等の大企業規制のための立法は、このような状況の下では実現しにくいと考えられる。

八 会社法改正の動向と株式会社の基本原理解

〔Q 14 本日の講演のなかでは、近年の会社法改正について、企業活動は一般的利益(intérêt général)の実現に寄与すべきであるとする考え方がみられると指摘され、また、株式会社につき「合資会社の理念」が現われていると指摘されている(本誌掲載講演参照)。会社法制が、経済政策のための単なる手段

ではなく、なんらかの固有の規範論理を有するものであるとするならば、以上の近年の改正における諸傾向は、この規範論理とどのような関係にたつのか。〕

(1) まず、一般的利益と企業の私的利益(intérêt privé de l'entreprise)との関係については、たしかに、両者を一致させるべきであるとの考え方は政界および行政において支配的である。しかし、一般的利益は、国が公役務(service public)を通して実現すべきものであり、社会主義国のような完全な国家管理経済(économie complètement étatisée)の体制をとらず、国の役割と私的活動とが区別される場合には、一般的利益と企業の利益とは混同されるべきではない。市場経済(économie de marché)あるいは自由経済(économie libre)の下では、企業は自由にその経営政策を決定し得るものとされるべきであり、企業が国有化されていないかぎり、かかる政策決定に際して一般的利益の考慮は要求されるべきではない。

一般的利益と企業の私的利益とを一致させる場合には、両者の区別は不明確となり、すべての決定が一般的利益にもとづくものとされるときは、経済の完全な公有化(publicisation complète de l'économie)の方向に進むことになる。

(2) つぎに、「合資会社の理念」の導入と株式会社法の規範論理との関係について答えたい。

株式会社は物的会社 (*société de capitaux* 資本金会社) であり、したがって、株式会社の本質的要素は資本である。すなわち、会社経営のための資金には主に資本が充当され、社員の参加は資本の拠出によってなされる。それゆえ、不十分な資本をもつにすぎない株式会社の設立を認めること自体が、株式会社の存在理由に反するものと考えられる。株式会社には充分高額の資本が要求されるべきであり、外部からの借入れの比率は限定的なものにとどめるべきである。同時に、株式会社は、かかる資本の拠出者である株主の主権 (*soveraineté*) に服すべきである。

他方で、歴史的変遷の過程で生じてきた理念も尊重されなければならぬ。すなわち、歴史的には、会社が家族集団により構成され、そのすべての財産が会社の運営に充てられた時代もあった。しかし、その後の会社法の展開、法技術の精緻化 (*raffinement de la technique juridique*) は、会社と構成員との分離を可能にすることを目標とし、その結果、構成員は、出資額についてののみ責任を負い、またその地位を自由に譲渡し得るものとされるに至った。

以上述べたような、充分高額な資本、株主の主権、社員の地位の自由譲渡性および出資額へのその責任の限定といった株式会社の本質的性格は、しかしながら、近年の会社法の展開にお

いて必ずしも維持されてはいない。

まず、会社が充分な資本をもつことなく設立され、このため、外部からの多額の融資を受ける場合も実際には少なくない。資金の拠出と権限とが結びついている以上、この場合、株主から外部の銀行等に株式会社に関する権限が事実上移行する結果となるが、このことは、株式会社の論理に反するものである。他方で、株主の主権 (*soveraineté*) は必ずしもすべての株主に属してはおらず、無議決権株または投資証書の所有者に対しては、株主総会における議決権行使は認められない。さらに、取締役等の指揮者に対しては、融資を受ける際に個人保証が求められ、倒産の際には会社債務の填補責任が課されるため、指揮者たる株主は、出資額を超えた無限責任を負う結果となる。

以上の点はすべて、株式会社の本質的性格をゆがめるものであり、まさにこの点において、「株式会社の本質的性格の変容 (*modification des caractères essentiels de la société anonyme*)」を指摘することができよう。